

エドマンド・バークとアメリカ革命（下）

岸 本 広 司

Edmund Burke and the American Revolution (Part II)

Hiroshi Kishimoto

Summary

On November 16, 1775, Edmund Burke introduced his last plan for conciliation. This plan marked a fundamental change in his thinking, for in it Burke indicated his willingness to repudiate the right of parliament to tax America for revenue. Burke's Bill was negated by 210 votes to 105, and it was immediately followed by Lord North's American Prohibiting Bill. On May 1777, Burke published *A Letter to the Sheriffs of Bristol*. With *On American Taxation* (1774) and *On Conciliation with America* (1775), *A Letter to the Sheriffs of Bristol* completes the trilogy of his pronouncements on America. In this pamphlet, Burke explained the reasons for the Rockinghams' secession, then went on to examine the American question again, and finally gave a eloquent, generalized defense of a practical approach to politics. I study the prudential political thought of Burke in his last plan for conciliation and in his *A Letter to Sheriffs of Bristol*.

Key words : Edmund Burke, American Revolution, Bill for composing the Present Troubles in America, *A Letter to the Sheriffs of Bristol*.

Received April 30, 1994

四 最後の和解提案

レキシントンとコンコードの戦いの第一報がロンドンに到着したのは、議会在休会に入った翌日の5月27日であった。そのニュースを聞いたバークは、直ちに次のようなC・オハラ宛書簡を書いた。

「アメリカとの和解の望みが全くなくなったのではないかと心配です。血が流されました。

水門が開かれました。——ほとぼしる水の流れを、いつ、どこで、どのようにして塞き止めるかは神のみがご存じです⁽¹⁾。」

バークがこの書簡を書く2週間ほど前の5月15日、B・フランクリンがバークに、「戦争が始まりました。……当地の人たちはすべて、自分たちを助けようという貴方のご努力に大変感謝しています。貴方の決議案が大多数の者によって否決されたことを聞きました⁽²⁾」とフィラデルフィアから書き送ったちょうどその頃、正確に言えば5月10日、植民地ではヴァーモント地方のE・アレン率いる民兵「グリーン・マウンテン・ボーイズ」(Green Mountain Boys)の一隊が、ハドソン川上流のタイコンデロガ砦とクラウンポイント砦を奇襲して占拠し、多くの武器弾薬を奪っていた。そして下旬には、W・ハウ、H・クリントン、J・バーゴインの3将軍に率いられたイギリスの増援部隊がボストンに到着し、6月16日から17日にかけては、ついに独立戦争最初の大会戦であるバンカー・ヒルの戦いが起こったのであった。

こうして戦争は本格的に始まった。そしてそうした状況の中で、アレン率いる一隊がイギリス軍の要塞を急襲したのと全く同じ日の5月10日、第2回大陸会議がフィラデルフィアで開催され、大陸軍の創設とG・ワシントンの総司令官任命が決められるとともに、7月6日には、決議文「武器を取る理由と必要の宣言」(Declaration of Causes and Necessity for taking up Arms)が採択された⁽³⁾。もっとも、大陸会議は武力抗争を決意しながらも、未だ本国からの独立を意図していなかった。むしろそのメンバーの多くは、本国からの完全な離反を好まず、闘争の目的をイギリス帝国内における植民地人の自由の確保に限定していた⁽⁴⁾。したがって、大陸会議は国王に対する忠誠を放棄することもなく、むしろ苦境に立たされている植民地人の救済を求めて、国王に対する親愛の情と和解の希望を表明したいいわゆる「オリーブの枝請願」(Olive Branch Petition)⁽⁵⁾を採択し、それを本国に送付したのであった。

しかし、本国では期待した反応や政策の変化は起こらなかった。支配層の態度は従来通り強硬であり、また問題解決の見通しについても極めて楽観的であった。例えばジョージ3世は、「余はあまり楽観的に物事を考える方ではない。しかし、アメリカは確実に降伏するだろうと考えざるを得ない⁽⁶⁾」と言っているし、南部担当国務大臣ロッチフォード伯も、「アメリカからのニュースを聞いていささかも失望していません。ルビコンは渡られました。このままいけば、我々が勝利すること間違いありません⁽⁷⁾」と国王に断言している。また将軍J・バーゴインも、「アメリカは武力で押えられるべきです⁽⁸⁾」とその手紙で語り、アメリカ植民地担当国務大臣ダートマスも、国王の強硬な姿勢を次のように述べているのである。

「国王は、ニューイングランド諸州の植民地議会が公然と反逆しているばかりか、……反逆の炎が他の植民地にも広がり、それら各植民地で凄まじい暴力行為がなされているという報告を受け取りました。……この邪悪な反乱を鎮圧するために、陸軍と海軍が必要な措置を勇猛果敢にとっていくこと、それが陛下の確固たる考えであり信念なのです⁽⁹⁾。」

このようにして、強硬でしかも楽観的な雰囲気は支配者たちの間に広がっていた。しかし

ロッキンガム派の者は違った。例えばロッキンガムは、大陸全体が植民地人の怒りで覆われ、本国に対する抵抗の戦列が組まれているというアメリカの現実を正しく捉えるとともに⁽¹⁰⁾、増援軍を派遣して武力でアメリカを平定しようという政府の決定を、「性急で危険で邪悪な計画」と批判し、「それはもはや正しい判断力からなされた選択ではない」と断じていた⁽¹¹⁾。そしてバークも、戦火の拡大に強い懸念を抱き、たとえどちらが勝利しようとも、決して良い結果をもたらすものではないことを洞察していた。彼は6月28日と7月19日および8月17日の友人宛書簡で、それぞれ次のように述べている。

「アメリカでは、事態は予想通りに進行しているようです。原因が結果をもたらすでしょう。……私は、この国が私の和解決議案を受け入れることによって、平和の基礎を築くことができるほどに賢明であったならばと思います⁽¹²⁾。」

「アメリカの事態は重大な局面を迎えています。非常に懸念されるこの時局において、私は正直申して異常なまでの激しい不安を抱いていますし、それを消し去ることができません。……もしゲージ将軍が勝利して、未熟なアメリカ軍を打ち負かすならば——現在の兵の数からしても、また訓練の程度や兵器の点からしても、ゲージ将軍の方が優位に立っているので多分そうなるだろうと思います——、我々は得意満面になって、全く節度を失ってしまい、多くの戦闘(battles)——それらは数々の勝利をもたらすでしょうが——によっては決して終結させることのできぬ戦争(war)へと突入していくことでありましょう。もし我々が敗北すれば、アメリカは取り返しがつかないほど我々から離れていくでしょう。……事態は絶望的と思われるほどです⁽¹³⁾。」

「アメリカの気迫は信じ難いほどです。……貴方は、激しい宗教的熱狂をも超え得るあの政治的熱狂をどのようにお考えでしょうか。ワシントン自身は立派な軍隊経験を持ち、慎重で思慮深く、年収約5000ポンドの資産を有する人物です。アメリカ人が人間的資質の面で劣っていることは疑いありません。しかし我々から遠く離れ、我々とは異なった国です。現在彼らを駆り立てている精神は、かつてない事態をもたらすかもしれません。我々が勝利しても、それは我々に破滅をもたらすだけなのです⁽¹⁴⁾。」

しかしながら、強硬策と戦火の拡大に対するロッキンガムやバークの批判、あるいはそれらに対する強い懸念にも拘らず、開戦直後のイギリス本国には戦争反対を唱えたり、武力衝突を回避できなかった政府の責任を追及して、ノース内閣の打倒に立ち上がろうという者はほとんどいなかった。むしろ人々は、絶望や憂鬱な気分襲われて、事態の推移を手を拱いて眺めているばかりであった。「現在の国民の気分は全く前例がありません。政府の措置を是認する者の中には、僅かなりとも常識を持って考え、あるいは行動しているような人物はどこにもどの党派にも見出すことができませんし、現在の事態をより良き方向へと向かわせようという人物もほとんど見出すことができません。……ある人々を捉えている絶望感と、ほとんどすべての人々が陥っている憂鬱感に驚くばかりです。それはまるで、人間の精神を麻

痺させ、その能力を奪って人間を破滅へと至らせる、何か超自然的なものが生み出したものであるかのようです⁽¹⁵⁾。」

しかし、このようなムードは実はロックンガム派の中にも広がっていた。否、党首ロックンガム自身がそうであった。というのも彼は、世論が反アメリカ感情にある時、たとえ戦争反対を唱えて反政府行動に立ち上がろうとも、それはほとんど実際的な効果を持ち得ないと考えていたからである⁽¹⁶⁾。したがって、ロックンガム派は何ら具体的な行動をとろうとしなかったが、そうした中であって一人バークは、和平に向けてロックンガム派が一致して行動を起こすべきことを訴えていた。例えば彼は、時には他の人々と同じ絶望感に襲われて、「我々は内乱に引き込まれました。和平の希望はほとんど、いや全くと言ってよいほどありません⁽¹⁷⁾」、「しばらくの間、私はある種の穏やかで落ち着いた絶望のうちにありました⁽¹⁸⁾」と述べながらも、ロックンガムに行動を促す次のような手紙を書いているのである。

「我々は、死者をも目覚めさせるほどの大きなトランペットの響きによって、それぞれの持ち場で奮起するよう求められています。……我々は、さまざまな誤った主張と根拠なき見通しによって戦争に引きずり込まれました。敵対行動を続けることによって、何らかの良い結果がもたらされるという見込みはありませんし、その可能性もありません。熟慮しなければならない唯一のことは、誠実な人々が祖国に平和をもたらすための最後の努力をするかどうかということです。……時間を無駄にしてはなりません。……なぜならば、議会が早期に開かれれば、議会は自らの立場をすぐさま明らかにするでしょうし、そうなれば、病弊を治すのは永久に不可能になってしまうからです⁽¹⁹⁾。」

バークが直ちにとるべきだと考えたロックンガム派の行動とは、何よりもまず戦争反対の世論形成をするということであった。そしてそれは、議会の開会に先立ってなされるべきであった。というのも野党の力が圧倒的に弱い現状では、世論の支持なしに政府の戦争遂行策を阻止することなど不可能であり、したがって戦争の拡大を食い止めるためには、積極的に民衆の間に分け入って、戦争反対の社会的ムードを広く醸成する必要があると考えたからである。バークはロックンガムがリーダーシップをとって、党としてとるべき方針を定め、世論形成に乗り出すべきことを訴えた。しかも病気の悪化したチャタムは、今や政治の舞台から遠ざかっている。ロックンガム派としては野党の主導権を握る願ってもない好機であった。そこでバークは、9月の下旬、消極的で慎重に構えているロックンガムに再び行動を促す長い手紙を書いた。我々は、焦燥感すら漂ったバークの気持をこの手紙から如実に読み取ることができよう。彼は概略次のように語っている。

「我々は、ついにあの戦争に巻き込まれてしまいました。それは、ある意味では予想していた以上に我々を不愉快にし、また将来への展望を持たなくしてしまいました。現在の国民の一般的気分に関する卿のご観察は、もちろん正確です。王は政府の現在の状態にすっかり満足しています。大臣たちも完全に安心しており、彼らの大半は田舎で楽しんでいま

す。イングランドの人々について言えば、彼らはますます政府と同じ性格を帯びるようになっていきます。彼らは、もはや以前のように好奇心旺盛な熱っぽい人たちではありません。過去を振り返っても喜びや怒りを感じることなく、将来を展望しても希望や恐怖を抱くことはありません。彼らの考えは冷ややかで、およそ活気がありません。それはいかなる情熱もかき立てず、いかなる行動も促しません。

こうした事態の中で、私の観察と情報は完全に卿のそれと一致します。しかし、不幸にして1つの点で異なります。何週、いや何カ月、何年経っても、王や大臣や民衆が望ましい感覚を持つようになるとは思えません。政府の政策を修正させ、あるいは変更させ得るような感覚を民衆に与えるためには、計画と操作が必要です。民衆の気分と意見の方向づけは、少数者から始まらなければなりません。恐らく、民衆の気分と意見の多くは、そうした方向づけによって生じるのに違いありません。出来事が素材を与え、時間が気質を作ります。しかし行為のみが、それらを有益な目的の実現へと導くことができるのです。事態を放置すれば、国家は偉大さと繁栄の絶頂から、愚かで卑劣な最低の状態へと知らず知らずのうちに確実に滑り落ちるだろうと思います。そしてそのようにならないために全力を尽くさなければ、この国がそうした運命を辿ること必至です。商人たちは、すでに戦争は儲かるものだと考え始めています。しかし、これはそれほど重大なことではありません。それ以上に有害で危険なのは、議会在この戦争に決定的に突っ込んでいくことです。それから逃れる道は、イギリスの名を汚すか、アメリカを奴隷の境遇に追いやるかのどちらかです。

卿の名声と義務は、卿が次のような努力をすることを求めています。すなわちその努力とは、惨事を防いで我々の手が血で汚れることのないようにすることであり、また我が国の思慮なき民衆が、この不幸な戦争に無鉄砲に突進することのないようにすることです。確かに前途には多くの困難が待ち受けています。しかし、賢明で積極的な努力を筋道立って行っていけば、道は大いに開けるものです。卿はかつて、印紙法を撤廃することによってアメリカを救われました。卿ならば、恐らくアメリカを再び救うことができるでしょう。卿の主要な同志を、できるだけ早く召集することを考えるべきではないでしょうか。少数派が戦争を遂行することはできません。しかし良く組織され、間断なく着実に活動している少数派ならば、容易には進行させないという形で戦争を防ぐことはできるのです⁽²⁰⁾。」

こうしたバークの訴えに対して、ロッキンガムはバークの現状認識や考え方にはそれなりに共鳴しながらも、彼の提案を受け入れることはなかった。というのもこの時ロッキンガムは、「グレート・ブリテンの民衆なканずく商人たちが〔戦争の〕不都合さに気づき⁽²¹⁾」、やがて彼らが自然とロッキンガム派に近寄ってくることを期待していたからであり⁽²²⁾、また院内闘争手段としては、議会欠席戦術をとるつもりでいたからである⁽²³⁾。しかしバークは、こうした党首の消極的な考え方や態度に失望した。確かにバークも、「最も効果的で最も名誉あ

る行動は……議会を欠席することである⁽²⁴⁾』と考えてはいた。しかし同時に彼は、「すべての野党は、もし院外のいかなる種類の支持も得られないならば、正常な活動はできず全く無力である⁽²⁵⁾』ということをも十分認識していたのである。パークは3度ロッキンガムに書いた。「もし議会が開かれる前に何らかの手を打たなければ、その後何をしても全く効果はないでしょう⁽²⁶⁾』と。しかしこの時も見べき効果はなく⁽²⁷⁾、結局パークは、党首ロッキンガムの方針に従わざるを得なかったのであった⁽²⁸⁾。

10月26日に議会が開会された。すでに見たように、イギリス支配層の考えは強硬論でほぼ固まっていた。また、戦局が必ずしも彼らの思惑通りに進まず、戦火拡大のニュースが届いても、彼らは自分たちの政策の正しさを信じて疑わなかった。例えばジョージ3世は、絶対的な自信と確信を持ってノースにこう述べていた。「我々が断固として貫かねばならぬ事柄に関して、余の考えは明白である。大西洋のどちらかの側で、たとえどのような難儀が起ころうとも、余はそのようなことに狼狽などしない。余は自分の義務を遂行しているものであり、それゆえ余が自らの考えを撤回することなどあり得ない⁽²⁹⁾。」したがって、「オリヴの枝請願」が到着しても、国王と政府はそれを受け取することを拒否し、8月23日、逆に植民地の反乱状態を告げる布告を発していた⁽³⁰⁾。そして10月26日に議会が開会されると⁽³¹⁾、議会はこの布告を受けてドイツ傭兵部隊の派遣を決定するとともに⁽³²⁾、全アメリカ海域を海上封鎖し、出入船舶を拿捕するというノース案を圧倒的多数で可決したのであった⁽³³⁾。そして事態が泥沼化に向かっているまさにこのような状況の中で、11月16日、パークは最後の和解提案を行ったのである。

「アメリカにおける現在の紛争を解決するための法案」(Bill for Composing the Present Troubles in America)に具体化されたパークのこの和解演説は、3時間20分に及ぶ大演説であったと言われている⁽³⁴⁾。しかし公刊されなかったために、先の『アメリカ課税』や『アメリカ和解演説』ほどには一般に知られていない。けれども通算3度目の、そしてパーク最後のこの和解演説は、これまで以上にアメリカ側に立って、考えられ得る限りのギリギリの譲歩案を示したものであった。すなわちそれは、「生命を助けるために自分の手足を切断した」ようなもの、つまり、「最近のあらゆる抑圧的諸法の撤廃のみならず、さらに積極的な法的措置によって本国議会の完全なる立法上の権利を骨抜きにし、課税の権利をまるまる移譲することを提議した⁽³⁵⁾」極めて重要なものであったのである⁽³⁶⁾。我々は、議会議事録⁽³⁷⁾からその演説内容を見ていこう。彼は概略次のように述べている。「アメリカ問題を考えるに際して大事なことは、一般論や感情論を排して、これまで提案され、また今後も提案されるかもしれぬ2、3の政策がいかなる価値を有しているかを仔細に検討することである。すなわちその政策とは、第1に戦争策であり、第2に戦争と和解交渉の併用策であり、第3に譲歩に基づいた和解策である。第1の戦争策について言うならば、これまでそれはむき出しの武力によって植民地を制圧するという直接的な方法か、植民地を疲弊させ困窮させるという間接的な方

法のどちらかの形で提議されてきた。しかし前者の方法が、兵員の数や本国から遠く離れた戦場といった諸点を考えると、現在の目的を十全に達成し得るとは到底思えない。そして後者の方法も甚だ疑問である。確かにその方策は、植民地人を苛立たせるといふ点ではこの上ない効果を発揮することができよう。しかしそれはいわば消耗戦であり、効果が直ちに現れるというものではない。恐らくその間に、ブルボン家の介入が生じよう。我が国には、アメリカとフランスを相手に戦うだけの力はない。もし双方を相手に戦えば、我が国に危険と困難が降りかかってくることも間違いないであろう。

ならば第2の道、すなわち戦争と和解交渉の併用策はいかがであろうか。それは議会開会式における王国の勅語が示しているように、政府閣僚たちに広く受け入れられてきた方策である。しかしその内容をよく吟味すれば、人を惑わせる不合理でつまらぬ代物であることがよくわかる。政府は植民地人が自らの非を悟って武器を放棄すれば、現地司令官に恩赦の権限を与える用意があると公言している。しかしこれまでそのような形での恩赦が実施された例はないし、そもそも自由裁量に基づくそうした恣意的権限はいかなる人間にも与えられるべきではない。一体政府はいかなる団体と和平交渉をしようとしているのであろうか。それは大陸会議ではない。政府が交渉せんとしている相手は個々の州議会である。しかしそうであればこそ、交渉は最初からつまづかざるを得ないし、政府の目論みも不首尾に終らざるを得ない。なぜならば、現在の戦争の中心地であり、かつまた植民地諸州の中でもとりわけ重要な位置を占めるマサチューセッツ州の議会は、本国に対する不服従の廉ですでに解散が命じられているからである。そしてそれ以外の植民地議会とたとえ交渉に入ったとしても、それぞれの議会はさまざまに異なった意見や特徴を持っており、したがって個々の議会との交渉は果てしなく続いていつ終るとも知れないのである。いずれにせよ、武力を背景にした交渉は失敗するに違いない。敵意に満ちたイギリスの軍隊が植民地に駐留する限り、植民地人が武器を捨てることなどあり得ず、仮に何らかの保証の下に武器を放棄したとしても、それは交渉の結果というよりは、無条件降伏と言うべきものである。したがって、戦争と和解交渉の併用というこの方策は、望ましい結果をもたらすことなど断じてあり得ないのである。

だとするならば、残るは第3の道、すなわち譲歩に基づいた和解策しかない。武力を背景にした交渉は全く信用できず、また期待もできない。議会は植民地に対する譲歩が必要かどうかを検討すべきである。そしてもし必要と判断すれば、直ちに実行に移すべきである。交渉に先立つ譲歩は、それ自体本国の威厳と植民地の平安に適うものである。以前ならば、抑圧的諸法の撤廃だけでも植民地人を満足させることができたであろう。しかし事態は変化している。ノース内閣の愚かな強圧策のために、今やそれ以上の譲歩が必要な情勢となっている。確かに私は、これまで本国が完全な立法権を保持し続けることを願ってきた。それゆえ私は、従来ほとんど行使されることのなかった権限であっても、それを放棄することは望まないし、もし放棄するとなれば大変悲しく思う。しかし公的協議機関が確固たる原則を持つ

ていない場合には、法が思慮の欠如を補う必要がある。あらゆる国で絶対的権力に制限が加えられてきたのはこのためであるし、制限が加えられることによってこそ、権力はこれまで存続することができたのである。なるほど、イギリス議会在アメリカに対して支配権を有していることは事実であろう。しかし、支配権とは多様性を排した抽象的なものではない。それは複雑なものであり得るし、被治者の気質や状況に応じて無限に修正可能である。したがって、現在の紛争の原因である課税権も、全体として見れば至高の権力に本来的に備わるものではあるが、国家のある特定の権力に必ずや存しなければならぬというものでもない。つまり、イギリス議会在アメリカに対する支配権を有してはいても、賢明で望ましい目的のために、課税の権利をアメリカ植民地に移譲することができるのである。そしてそれは、イギリス議会の権利を何ら損なうものでもないのである⁽³⁸⁾。」

「イギリス議会在……課税の権利をアメリカ植民地に移譲することができる」という最後の言葉は、言うまでもなく課税権放棄を述べたものである。そしてそれは、バークがこれまで固く信じ、頑なまでに保持し続けてきた宣言法を実質的に否認したものであり、彼の対アメリカ政策の根本的な変化を意味するものであった。というのも彼は、74年4月19日の『アメリカ課税』で茶税の撤廃を要求し、翌75年3月22日の『アメリカ和解演説』で課税に関するアメリカ植民地の特権を承認するとともに、タウンゼント歳入法、ボストン港閉鎖法、マサチューセッツ統治法、裁判管理法等々の完全撤廃を主張したが、いずれの和解提案においても、課税権を含む本国議会の最高立法権を謳った宣言法は保持したままであり、その放棄を明言することはもとより、それを示唆することすらなかったからである。もっとも、この最後の和解演説においても宣言法に対するバークの思い入れは依然として強く、従来通りそれを保持すべきことが主張されている。しかしそれは多分に体面を気にしてのことであり⁽³⁹⁾、本国議会在は課税権を植民地に移譲し得るというバークの言説は、当然の如く宣言法の実質的放棄を意味するものであった。その点で、この演説は彼のアメリカ政策論の変化を示す極めて重要なものであるが、しかし宣言法制定の中心人物の1人であったバークが、何ゆえその実質的放棄に踏み切ったのであろうか。そしてそもそも彼は、何ゆえ課税権譲渡を提案したのであろうか。

「私の答えはこうである、物事の状況が異なるに従ってそれへの対策も異なってくるからだ、と。紛争が現在の如き破局的段階に到達した以上は（この事態を未然に防ぐために私は誰よりも力を傾けてきた）、当初彼らを満足させた譲歩案も、現在ではもはや彼らを満足させることができなくなった。……私はこの〔課税の〕権利を、生命を助けるために自分の手足を切断したかのような思いで譲歩した。しかしそれは、あくまでも生命そのものを助けるためである。もし一層多くの譲歩が必要ならば、私は喜んでそれだけ多くを、つまり、不毛で絶望的で不自然な内戦の回避のために役立つとあらば、何によらず相手に与えたことであらう⁽⁴⁰⁾。」

こうして状況が変化した結果として、バークは以前よりはるかに進んだ包括的和解提案を行った。その内容は、課税権の譲渡、大陸会議の承認、一連の抑圧的諸法と歳入法の全廃、アメリカ人に対する恩赦等々であった⁽⁴¹⁾。そしてそれは、独立以外は認めるという、当時としては最も進歩的かつ最も包括的な提案であった。その点で、バークの和解案は2月1日に行われたチャタムの和解提案に近いものであったが、しかしバークのこの提案も、210対105で否決された⁽⁴²⁾。そしてその結果、和平への道は完全に閉ざされていった。もっとも、ギリギリの譲歩を示したこの和解案も、事態を解決するには遅すぎる提案ではあった。なぜならば、この時期のアメリカは、すでに独立という一点に向かって突き進んでいたからである。T・ペインの『コモン・センス』（*Common Sense*, 1776）が刊行される僅か2カ月前、独立宣言が発表される8カ月前のことである。

注

- (1) Burke to Charles O'Hara (28 May 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 160.
- (2) Benjamin Franklin to Burke (15 May 1775), *The Papers of Franklin*, ed. by Willcox, vol. XXII, p. 41.
- (3) *English Historical Documents*, vol. IX, pp. 842-47.
- (4) 有賀『アメリカ革命』, 113頁参照。
- (5) *English Historical Documents*, vol. IX, pp. 847-50.
- (6) The King to the Earl of Dartmouth (10 June 1775), Donoughue, *British Politics and the American Revolution*, p. 275.
- (7) The Earl of Rochford to the King (11 June 1775), *Correspondence of George III*, vol. III, p. 214.
- (8) General Burgoyne to [?] (25 June 1775), *ibid.*, p. 226.
- (9) The Earl of Dartmouth to the Admiralty (1 July 1775), Donoughue, *op. cit.*, p. 276.
- (10) The Marquis of Rockingham to Buke (23 June 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 172
- (11) Ross J. S. Hoffman, *The Marquis : A Study of Lord Rockingham, 1730-1782* (New York : Fordham University Press, 1973), pp. 321-22.
- (12) Burke to Richard Champion (28 June 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 175.
- (13) Burke to Richard Champion (19 July 1775), *Correspondence*, vol. III, pp. 179-80.
- (14) Burke to Charles O'Hara (17 August 1775), *ibid.*, p. 187.
- (15) *Ibid.*, p. 186.
- (16) Cf. Frank O'Gorman, *The Rise of Party in England : The Rockingham Whigs, 1760-82* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1975), p. 341.
- (17) Burke to Charles O'Hara (26 July 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 181.
- (18) Burke to the Marquis of Rockingham (4 August 1775), *ibid.*, p. 183.
- (19) *Ibid.*, pp. 183-84.
- (20) Burk to the Marquis of Rockingham (22, 23 August 1775), *ibid.*, pp. 189-95. 訳出するに当っては、半沢「思想家としてのエドマンド・バーク」, 241-42頁の訳文を参照させていただいた。
- (21) The Marquis of Rockingham to Burke (11 September 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 203.

- (22) 半沢前掲論文, 243頁参照。
- (23) The Marquis of Rockingham to Burk (11 September 1775), *Correspondence*, vol. III, p. 206.
- (24) Burke to the Marquis of Rockingham (22, 23 August 1775), *ibid.*, p. 192.
- (25) *Ibid.*
- (26) Burke to the Marquis of Rockingham (14 September 1775), *ibid.*, p. 211.
- (27) The Marquis of Rockingham to Burke (24 September 1775), *ibid.*, pp. 214-17.
- (28) Burke to the Marquis of Rockingham (1 October 1775), *ibid.*, pp. 222-25. なお、ロッキンガムの方針に従う内容の手紙を書いた数日前の9月26日、バークはロッキンガム派の幹部であるリッチモンドにも、アイルランド議会で戦争反対の働きかけをしてもらいたい旨記した書簡を出している。Burke to the Duke of Richmond (26 September 1775), *ibid.*, pp. 217-20.
- (29) The King to Lord North (26 July 1775), *Correspondence of George III*, vol. III, p. 235.
- (30) *English Historical Documents*, vol.IX, pp. 850-51. なお、この布告の目的の1つは、イギリスにおけるアメリカ寄りの人々に警告してその動きを牽制するところにあった。そのことは、国王の8月18日付ノース宛書簡からも明らかである。The King to Lord North (18 August 1775), *Correspondence of George III*, vol.III, p. 248
- (31) この日の勅語でも、アメリカの反乱状態が明言され、アメリカ人の戦いは独立のための戦いであって、その企てを潰すために本国はあらゆる手段をとらねばならぬことが宣言されている。*Parliamentary History*, vol. XVIII, pp. 695-97.
- (32) *Ibid.*, pp. 798-837.
- (33) *Ibid.*, pp. 992-1000, 1028-42, 1056-1106.
- (34) James Prior, *Life of the Right Honourable Edmund Burke*, 5th revised edn. (London : George Bell & Sons, 1884), p. 160.
- (35) Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, in *Works*, vol.II, p. 236. 中野好之訳『アメリカ問題に関して Bristol 執行官への書簡』〈『著作集』(2)〉, 217頁。
- (36) この演説が行われるまでの約2週間、バークはロッキンガムたちと演説内容について慎重に検討している。The Marquis of Rockingham to Burke (7 November 1775), *Correspondence*, vol. III, pp. 235-36.
- (37) *Parliamentary History*, vol. XVIII, pp. 963-82.
- (38) *Ibid.*, pp. 965-74. 中野『評伝バーク』, 332-34頁参照。
- (39) Cf. Cecil P. Courtney, *Montesquieu and Burke* (Westport, Connecticut : Greenwood Press, 1975), p. 101.
- (40) Burke, *Letter to the Sheliffs of Bristol*, in *Works*, vol.II, p. 236. 邦訳, 217頁。
- (41) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp. 978-82.
- (42) *Ibid.*, pp. 982-92.

五 思 慮 の 政 治

最後の和解提案が否決され、もはや打つ手をなくしたバークは、年が改まった1776年1月7日、暗澹たる思いで友人にこう書いた。「戦争の結果がどうであろうとも、アメリカ人は我々から永久に離れてしまったと思います⁽¹⁾。」そしてハウ將軍率いるイギリス軍がボストンを撤

退したというニュースを聞いたバークは⁽²⁾、5月30日付R・チャンピオン宛書簡でもこう書いた。「国会の会期は終わりました。周囲の静けさを考えると、我々が今し方帝国を失ったばかりの国民だとはとても思えません。しかしそれは本当なのです⁽³⁾。」

バークはアメリカの独立を予感していたばかりか、それをあたかも既定の事実であるかのように受け止めていた。したがって、独立宣言公布の報に接しても別段驚く風でもなかった。しかしそのニュースは、帝国の維持を最大の目標として掲げ、その崩壊を食い止めるためには譲歩と妥協以外にないとして、ジョージ3世とノース内閣の抑圧策に対抗してついに宣言法撤廃の提案にまで踏み切ったバークを少なからず動揺させ、また困惑させた。次のR・シャクルトン宛書簡は、そうしたバークの心境をよく表している。

「我々は血の海の中にいます。……事態がどうなるかは神がご存じです。アメリカ人が勝利すれば、我が帝国の広大で高貴な部分が我々から離れることとなりますから、彼らの勝利を望むのがよいのかどうかわかりません。いわんや、不正・抑圧・不条理が勝利するのを望むことなどなおさらできません。……この戦争から、道徳に適った何か良いものが生み出されることなどあり得ません。我々は、我々のあらゆる伝統的な原理を忘却し、それらを捨て去ってしまいました。このことを考えると、私は時々落ち込んでしまいます⁽⁴⁾。」

こうしたバークの心境は、実はロックンガム派の心境でもあった。けだしロックンガム派は、もともとアメリカ問題を帝国問題としてばかりか、ジョージ3世の影響力増大というまさに憲法の危機を孕んだ問題としても捉えており、したがって同派は、本国に対する植民地人の自由のための戦いを支援してその成功に期待をかけていたが、しかし独立宣言の公布によって彼らの成功はそれ自体帝国の解体を意味するものとなり、そのためロックンガム派は、アメリカ側の勝利を望むべきかどうか、複雑で微妙な立場に追い込まれていたのである。そこでロックンガム派に近いC・J・フォックス——彼はロックンガム派と歩調を合わせていたものの、厳密に言えば、この頃のフォックスは未だ同派の一員ではなかった。彼はチャタムと権力の座を争ったH・フォックスの次男で、弱冠19歳で下院議員になった後、首相ノースに抜擢されて異例の若さで海軍本部委員や国家財政委員になった。最初はトーリー党に属していたが、ジョージ3世に罷免された74年以降、バークとの親交などを通じてウィッグの陣営に移り、たちまち頭角を現して、今やロックンガム派に近い有力な野党議員として活躍していた。彼はバークより20歳も年下であるにも拘らず、バークにとってフォックスは極めて重要な人物で、フランス革命をめぐる見解の相違から91年5月にその関係が壊れるまで、両人は盟友として行動を共にした。2人の関係については、別稿で詳しく述べるであろう⁽⁵⁾——は、独立宣言後のロックンガム派の活動方針を定めるべく、ロックンガムに会合を開くよう進言し⁽⁶⁾、74年8月の下旬、バークを含む同派のリーダーたちがヨークシャーのウェントワースに集まった⁽⁷⁾。しかしその会合では、議会欠席戦術をとることが話し合われた程度で、さして見るべき成果もなく⁽⁸⁾、結局ロックンガム派は、有効な政策や積極的な戦術を見出し得

ぬまに戦局の推移を眺めていくということになったのであった。

独立を宣言したものの、戦況はアメリカ側に不利であった。76年7月上旬、ハウ將軍はニューヨーク港内のスターテン島に上陸し、ロング・アイランドの戦いでワシントン率いるアメリカ軍を打ち負かした後、9月中旬にはニューヨークを占領した。その報を聞いたイギリスの戦争支持者たちは、当然の如く戦勝に歓喜した⁽⁹⁾。しかしバークは、アメリカ人に同情しながら友人にこう書いた。

「気の毒なアメリカ人の痛ましいニュースが街に流れています。……私はまだ完全な情報を得ていませんが、3000人のアメリカ人が殺されるか捕虜になりました。ロング・アイランドのアメリカ軍は総崩れし、国王軍が勝利を取めました。アメリカ軍の陣地は塵や伝染病をもたらす汚物で一杯だったので、国王軍はそこをすべて焼き払ったと言うことです。また、アメリカ軍がニューヨークへ退却する際、彼らの多くが溺れ死んだと言うことです。そこに住むアメリカ人は、その地を離れなければなりません。というのも、彼らは伝染病にかかっているらしいのです。死者の数はアメリカ側3000名、本国側はドイツ人傭兵300名、イギリス人50名以下とのことです⁽¹⁰⁾。」

76年10月31日に議会が開会された。ロックンガム派は欠席戦術をとることを決めていたが、世論が戦勝気分浸っているこの時期に欠席するのは得策でないと考え⁽¹¹⁾、取り敢えずは出席して、従来通り和解のための努力をしていくことに戦術を転換した⁽¹²⁾。そして議会開会から6日後の11月6日、ロックンガム派のJ・カヴェンディッシュが、植民地を苦しめているあらゆる法律を改正するよう議会に提案した⁽¹³⁾。この提案に対してバークは直ちに支持演説を行ったが⁽¹⁴⁾、首相ノースと法務次官A・ウェグバーンは、植民地人が独立宣言を撤回しない限り彼らと交渉しても、また法改正を行っても無意味であるとしてカヴェンディッシュの提案を退けた⁽¹⁵⁾。しかしバークは、政府のそうした腰の重い態度こそが流血の事態をもたらし、アメリカ植民地人を独立宣言へと追いやった原因に他ならないと断じて、政府の姿勢を厳しく批判した⁽¹⁶⁾。そしてそれとともに彼は、戦勝を祈る断食日制定の布告⁽¹⁷⁾を取り上げ、そうした政治目的のために国を挙げて祈るのは神を冒瀆するものであるとして、激越な口調で教会をも非難してこう述べたのであった。「我々の教会がこの忌まわしい礼拝を一掃するまで、私はそれを全能なる神の教会堂 (the temples of the Almighty) としてではなく、悪魔の礼拝堂 (the synagogues of Satan) と看做すであろう⁽¹⁸⁾。」

こうして、バークを含めたロックンガム派は従来通り和解への努力を続けるとともに、政府に対する抵抗の姿勢を崩すこともなかった。しかし和解提案がことごとく否決されて後の彼らには、もはや政府に政策変更を迫るだけの力はなかった。そこでロックンガム派のリーダーたちは、76年12月から翌年の1月にかけて、再び活動方針について話し合った。そして議会欠席戦術をとることを再度決定したが、この時その戦術を強く勧めたのがバークであったのである。というのもバークの考えでは、イギリス軍が優勢に戦いを進め⁽¹⁹⁾、戦勝気分が

国土を覆っている「現状の中では、アメリカの名が現れる内閣提出のどのような措置に反対しても無駄で取るに足らぬ」からであり、また「そうした世論の動向の下では、たとえ政府に抵抗しても、それは国家の要路の人々の狂気を煽り立てこそすれ、鎮静化させる可能性を持たない⁽²⁰⁾」からである。したがって、弱々しい抵抗をして逆に政府に手を貸す結果となるよりも、むしろ議会出席を拒否して党の原則と名誉を守り、そうすることによって世論の支持を獲得していく方がはるかに賢明で得策なのである⁽²¹⁾。

ロックンガム派は、バークのこうした論拠に基づいて欠席戦術をとることにした。そしてそれとともに同派は、和平への試みとして、国王に対する建白とアメリカ植民地人に対するパンフレットを書くことにした。前者は、戦争の原因と責任はすべて政府にあるとする根拠、ロックンガム派が一貫して戦争に反対してきた理由、および審議拒否という挙に出るに至った事情等を説明したものであり、後者は、イギリスには帝国の平和と自由を守るために奮闘している真のアメリカの支持者がいることを訴えたものである。これら2つ、すなわち「国王への建白」(Address to the King⁽²²⁾)と「北アメリカのイギリス植民地人への訴え」(Address to the British Colonists in North America⁽²³⁾)は、共にバークによって書かれた。しかし結局のところ前者は国王に提出されず、後者はパンフレットとして公刊されることもなかった。けれども我々は、後者の「植民地人への訴え」から、注目すべき次の一節を引き出すことができよう。すなわちバークは、軍事的抑圧によって自由が全く否定されるならば、アメリカは独立した方が良いとしてこう述べているのである。「我々は、諸君との分離を重大な不幸と看做すが、……しかし我々は、諸君が我が君主と我が王国に自由と隷属の結合のように不自然な形で結びつくよりも、むしろ我が君主と我が王国から全面的に独立した方がはるかに良いと考える⁽²⁴⁾。」

議会欠席戦術は1月の末までに実行に移された。しかしそれは、バークが期待していたような効果を上げることはできなかった。というのもこの戦術は、党の一致結束と他派との共闘があって初めて真の効果を持ち得るのに対し、サヴィルやフォックスは参加せず、またチャタム派も独自の行動をとったからである。したがって、この戦術は不完全なものであったが、このような状況は、ジョージ3世やノースにとっては逆に好都合であった。けだし、国王はこの機を捉えて論議を引き起こしそうな微妙な法案を議会に上程するようノースに勧め⁽²⁵⁾、その勧告にしたがってノースは2月6日、国事犯の場合は「人身保護法」(Haberus Corpus Act)を一時停止するいわゆる「人身保護停止法案」を下院に提出して圧倒的勝利を収めたのである⁽²⁶⁾。

議会欠席戦術は失敗であった。ロックンガム派は次第に世論の批判を受け始め、党内からも疑問の声が出始めた⁽²⁷⁾。そのためこの戦術はやがて放棄せざるを得なくなったが、ロックンガム派としては、自派の政策と行動を世間に明らかにして大方の理解を得る必要があった。とりわけアメリカと関係の深いブリストル選出議員であり、必ずしも選挙民とじっくりいっ

ていなかったバークにとって⁽²⁸⁾、選挙民の理解を得るための何らかの措置を緊急にとる必要があった。そこで彼は、ブリストル市民宛に4月3日付の長文の手紙を書いた⁽²⁹⁾。そしてそれをロッキンガムやサヴィルやフォックスたちに回覧した⁽³⁰⁾後、5月5日にブリストルの書肆パイン (Pine) から公刊し、さらに同15日にはロンドンのドズリ (Dodsley) から出版した⁽³¹⁾。それが、有名な『アメリカ問題に関するブリストル執行官ジョン・ファー、ジョン・ハリス両氏への手紙』(A Letter to John Farr and John Harris, Esqrs., Sheriffs of the City of Bristol, on the Affairs of America, 1777.—以下『ブリストル執行官への手紙』と略記)である。

先の『アメリカ課税』と『アメリカ和解演説』とともに、アメリカ3部作の1つに数えられるこの『ブリストル執行官への手紙』は、バーク自身も述べているように、形式的には彼の「選挙民に向けて書かれた⁽³²⁾」ものである⁽³³⁾。しかし内容的には1770年の『現在の不満』と同様、広く国民に訴えたいわば党の宣言書であり、しかも単なる一時的で党派的な宣言書の枠を超えて、高邁な政治の理念と原則を吐露した政治哲学の書でもあった。我々は、以下その内容を見ておこう。

バークはまず、人身保護法の一時停止を定めた法令を取り上げ、その批判から議論を始める。バークによれば、「イギリス古来の公正な司法上の原理と制度」は、暴力と抑圧を阻止するために、「正義に適わぬ方策は断じて便宜 (convenient) として使用されるべきではないというただ1つの立派な目的のために発明された。」便宜は正義に適い、それに裏打ちされていなければならないのである。しかるに「臣民の自由を一時的に停止するこの新しい措置を是認し得るような公正で納得できる便宜 (expedience) の観点を、私はどうしてもここに見出すことができない⁽³⁴⁾。」バークは、自由を少しずつ小刻みに削り取るこの新しい法令を厳しく論難した。そして立法者たる者の義務を説いて次のように述べた。

「立法者 (legislators) は、法律家がなし得ぬことを行わねばならない。なぜならば、立法者は理性と公平という偉大な原理 (the great principles of reason and equity) および人類の一般的通念 (the general sense of mankind) 以外には、自らがよるべき何の基準も持っていないからである。彼らとして服従し信奉しなければならないのはこれだけであり、副次的で人為的な正義の狭い解釈によって、自分たちの高級な能力を拘束し束縛するのではなく、むしろ公平無私な立法的理性 (legislative reason) によって、法そのものの啓発を心がけねばならない。〔さもなくば〕人道と正義に反するばかりか、理性と思慮に反することにもなるのである⁽³⁵⁾。」

バークの考えでは、「他の法律は社会に害を与えるかもしれないが、〔人身保護法の一時的停止を定めた〕この法律は社会を解体に導く⁽³⁶⁾。」しかしそれほどまでに「深刻な害悪を孕む⁽³⁷⁾」法令であるにも拘らず、バークはその法案が議会で審議中に反対討論に参加しなかった。そこでバークは、その理由を述べて自己の行動を弁明する⁽³⁸⁾が、その弁明そのものはさほどの

説得力を持っていない。ところで、このような正義に反する法令は、バークによれば「アメリカ戦争の産物の1つである⁽³⁹⁾。」アメリカとの戦争は良きものを何一つとしてもたらさなかった。むしろ逆に、自由を抑圧するこの種の悪法やさまざまな弊害を生み出したばかりか、それは本国の民衆の習俗に深く根を下ろして、人々の道徳心をも腐敗・墮落させてしまったのである。

「私が今語っているこの法令は、アメリカ戦争の産物の1つである。私見によれば、この戦争は従来^レの諸々の戦争が生んだのとは異なる弊害を数多く生み出してきた。単に我々の政策が混乱し、我が帝国が分裂したばかりではない。我が国の法律と我々の立法精神が、それによって全く墮落してしまっ^たように思われる。……

〔しかし〕我が国の法律の腐敗・墮落という現象も、実は決してこの不自然な紛争の最悪の結果物ではない。習俗さえ元のままに保持されているならば、それが法の弊害を矯正して、結局は法をその固有の持ち味へと和らげる可能性もあろう。しかし悲しいことに、我々の最近の大抵の行動においては、かつてのこの国民を特徴づけてきたあの雅量、人間性、あの精神的威厳というものが、ほとんど形骸をとどめぬまでに地を掃った。戦争は道徳的義務の規則を一時的に停止するが、長期間停止されたものは、やがて完全に廃絶される危険性を孕む。内戦は何にもまして、民衆の習俗に最も深く根を下ろす。それは彼らの政治を腐敗させ、彼らの道徳心を墮落させ、さらには公平と正義の自然的感覚と嗜好さえをも変質させる。我々の国民同胞を敵対的^な眼ざしで見^ることを教え込まれるうちに、我が国民の全員が、次第次第に我々にとっての身近な愛すべき対象ではなくなってしまう。我々が一致し合う限りは、互いを結ぶ人情の絆であった慈愛と同胞意識そのものが、一度我が国民間の紐帯が切断されると、今度は憎悪と憤怒の新しい動機となる。我々は、この種の不幸に陥る運命を免れ得ると自惚れるかもしれない。しかし我々がこの人間本性に共通な弱点から免疫になっているという保証を、誰一人として持っていないのだ⁽⁴⁰⁾。]

こうしてバークは、アメリカとの戦争がいかに多くの、そしていかに深刻な弊害をもたらしたかを強調する。彼の考えでは、武力はたとえ勝利を収めようとも、結局何の効果も生み出さないのであった。「武力が武力のなし得るすべてをなし遂げた場合、武力の成功と政策の破綻とは実は全く同じ事柄に他ならない⁽⁴¹⁾。」したがって、一刻も早く戦争収拾に乗り出すべきである。もっとも、事態が泥沼化している現在、いかなる政策によってももはや以前のよ^{うな}幸福な状態に立ち戻ることはできないであろう。「しかし世の中には悪と最悪の区別がある。」せめて最悪に陥ることだけは避けなければならない。そしてそのためには、「議会の権威筋によってまず戦争解決に関する諸条件が提示されるべきであり、その安全を保証する取り決めが、本国の側でなされるべきなのである⁽⁴²⁾。」

バークは、宥和の精神に基づいた穏健策を本国の側から提示すべきことを強く訴えた⁽⁴³⁾。そしてそうした訴えを行った後、植民地統治のあり方について、すなわち、本国議会の最高

立法権とその实际的行使のあり方について、被治者の意見や感情、要するに世論への配慮がいかに重要であるかを説きながら次のように述べた。

「私は、立法上の諸権利のいかなる部分も、およそ統治さるべき民衆の一般的世論 (general opinion) と無関係には行使され得ないということを取上げて申し上げたい。この世論こそは、立法上の全権能を動かしていく媒体であり機関である。世論なしには、たとえそれは精神を慰めるための理論であり得ても、国政を運用する力を何一つ発揮し得ない。この王国に関して持つ議会の立法的権威の完全性はいささかも疑われないけれども、……しかし民衆の意見や感情と背馳するために、あたかもこの点に関しては議会が何一つ合法的権利を持たなかったかの如く、その行使を抑圧せねばならぬ多くの物事があることも事実である。……実際、国民の意向を強制するのではなくそれに従うこと、——共同社会の一般通念に対して1つの方向と形式と専門的装いを与えること、そして特定の認証を与えることこそが立法者の真の目的に他ならないのである⁽⁴⁴⁾。」

こうしてバークの考えでは、植民地を統治するに当って本国議会の最高立法権は植民地の世論に配慮しながら運用されるべきであった。本国の支配権と植民地の世論あるいはその自由や特権との調和・両立こそが図られるべきであり、しかもそれは十分可能なのである。そしてバークによれば、統治対象の状況を正しく把握して、そうした状況に正しく適応すべく、必要に応じて自らの支配権力を抑制しながら賢明な政治を行っていく能力こそが、「この地上界の神として任ぜられた思慮 (prudence) ⁽⁴⁵⁾」に他ならないのである。バークは、政治の場裡で形而上学的抽象論や原則論を振りかざすのを何よりも恐れた。というのも状況を見殺しした先験的論議は、具体的実践の場ではほとんど無力であるばかりか、危険でもあるからである。彼は政治における抽象的思弁や演繹的論議、とりわけ自由についてのそれを批判しながら有名な言葉でこう述べる。いささか長きにわたるができる限り引用しておこう。

「紳士諸君、私は、摂理の神が我々の手に委ね給うたこの広大な領土においては、我々の知性を帝国の統一や立法権限の同一性あるいは区分といった思弁によって乱したり、我々の情念を論争の熱気と面子で悩ませたりすることなく、我々の政府をこの強大で驚くほど多様な集団を構成しているそれぞれの民衆の性格と諸状況に、可能な限り冷静に適応させることこそが我々の義務に他ならないと考える。私は1つの方法ですべて間に合うと考えるほど、つまり、ヒンドスタンの原住民とヴァージニアの原住民とが同じ流儀で統治され得るとか、インドの裁判所とセレムの大陪審が同じ規則で統治され得ると考えるほど血迷いはしなかった。政府は人類の幸福のために作られた实际的制度であって、空想的政治屋たちの企みを満足させるような画一的なものではないと私は確信していた。我々の任務は統治することであって、口論することではなかった。我々は論争に勝つには勝ったが、その間に帝国を失ってしまうならば、それはどれほど高い代償についたことであろう。……

……自由な政府についての教説を、あたかもそれが形而上学的な自由と必然性に関する

抽象的問題であり、道徳的思慮と自然的感情に関わる事柄ではないかのように、それを分解し分析した人たちがあった。彼らは、自由とは積極的観念なのかそれとも消極的観念なのか、そして法とは果たして何であり、誰がそれを制定するのかといった問題を考えることなく、自由は法による統治それ自身の中に存在するのではないか、人間はそもそも生まれながらにして何らかの権利を持っているのか、彼が所有する財産は果たして政府よりの施し物であり、彼の生命それ自体ですら政府の恩恵と寛大さの賜物ではないのかどうかを議論してきた。……

紳士諸君、市民的自由は多くの人たちが吹き込もうとするような深遠な学問の奥底に潜んでいるものではない。それは抽象的思弁ではなく、祝福であり利益なのである。したがって、それに基づくすべての正しい推論は、織目の粗い生地のようなものであって、市民的自由を享受しようとする人々や、それを守ろうとする人々の通常的能力に完全に適合するものなのである。いかなる中間項も認めず、その範囲全体について必ず正しいか誤りかが決定されねばならぬ幾何学や形而上学の命題とは根本的に異なって、社会的・市民的自由は、日常生活における他のすべての物事と同様さまじまに混和し修正され、多様な程度において享受され、個々の共同社会の性格や状況に応じて無限に多様な形に作られる。それゆえ自由の極致は（つまりその抽象的な完成態であると同時にその実際上の短所は）、どこでも行われず、また行われるべきではない。というのも誰もが知っているように、極端な主張は、我々の義務に関する面でも生活上の欲望充足に関する面でも、必ずや徳性と幸福の両方を破壊してしまうからである。……大部分の民衆は、彼らが現実に幸福である間は、いかなる理論に関して過度なまでには詮索的でない。国家の統治の悪いことを示す確実な徴候は、人々が理論にあまりにもしばしば訴えかけることなのである⁽⁴⁶⁾。」

こうしてバークは、政治における抽象的思弁や演繹的論議を批判した。政治家は、倫理的・政治的叡知としての思慮を媒介としつつ、普遍的原理を可変的状況に適用しなければならず、思弁的極論や理想論を振り回してドグマティックな政治を行ってはならないのである。そしてバークによれば、ロッキンガム内閣こそが思慮深い植民地統治を実践した最良の政府であり、「本国議会の威厳に手荒な打撃を加えることなしに、我々の属領に完全な満足を与えた⁽⁴⁷⁾」のであった。しかるにその後の諸政府は、ロッキンガム内閣の統治方法を退けて、「思慮と状況への適応を全く無視し、あたかもそれをこの世の中で最も恥ずべき不合理なものであるかのように取り扱った⁽⁴⁸⁾。」そのためついに悲惨な戦争が引き起こされてしまった。この戦争を回避し、その收拾に全力を挙げなければならない。バークは本国からの譲歩の必要性和重要性を繰り返し訴えた。そして事態を打開するためにこれまで譲歩に譲歩を重ね、宣言法撤廃の提案にまで踏み切った事情を説明するとともに⁽⁴⁹⁾、仮に独立が不可避となった場合、戦争付きの独立よりも、戦争抜きでの独立の方が好ましいとしてこの『ブリストル執行官への手紙』の末尾近くで次のように言うのである。

「このような弱腰の態度は、戦争抜きでの独立を引き起こすだろうという声がある。私は、あらゆる情報や物事の本質からして、全くそれとは反対の結果が生じたはずだと確信している。しかし仮に論者の言うような結果になったとしても、私は戦争を伴った独立よりも、戦争抜きの独立の方が好ましいと考えている。私は人類の好みと偏見を大いに信頼し、それ以外のものはほとんど信じない人間であるので、たとえ分離した国家になったとしても、この王国は国王と議会へのアメリカの恐怖・反感・憎悪を伴った完全な屈服からよりも、彼らの愛情からはるかに多くの恩恵を受け取ると期待するものである。相互憎悪という極めて不自然な紐帯で結ばれた統合体は、単に両当事者の破滅と結びつくにすぎないのである⁽⁵⁰⁾。」

すでに述べたように、この『ブリストル執行官への手紙』は1777年5月に刊行された。それは、バークの他の諸著作と同様称賛もされ非難もされた。例えば、ジョージア植民地を建設したJ・オーグルソープは、バークの考え方に共感し⁽⁵¹⁾、熱烈なアメリカ派であるアビンドン伯は、ロックンガム派の議会欠席戦術やバークの抽象的政治理論批判を激しく攻撃している⁽⁵²⁾。そしてこの手紙の宛先人であり、バークが理解と支持を求めたブリストル市民は概ねそれに対して冷ややかであった。というのも彼らの関心事は、専ら自分たちの利害に関わる通商上の問題であって、それを越えた国家全体の一般的事柄ではなかったからである⁽⁵³⁾。したがって、この作品は必ずしもすべての人々に好意的に受け入れられたわけではなかった。しかしそれはアメリカ3部作の1つとして、今日に至るまで多くの人々に強い感銘と影響を持続的に与えてきたのであった⁽⁵⁴⁾。

ところで、1776年12月26日のトレントおよび77年1月3日のプリンストンの戦いにおけるワシントン軍の勝利は、アメリカ側に大きな自信を与えた。とりわけ77年10月17日にH・ゲイツの指揮するアメリカ軍が、J・バーゴイン指揮下のイギリス軍を包囲して降伏させたいわゆるサラトガの戦いは、アメリカ側に一層の自信を与えるとともに、フランスの参戦を促したという意味で、それは「戦争の大転回点⁽⁵⁵⁾」ともなった。

サラトガ敗北のニュースは12月2日にイギリスに伝わった⁽⁵⁶⁾。そして翌3日、首相ノースとアメリカ植民地担当国務大臣G・ジャーマンがこの敗戦の事実を議会で公式に確認すると、野党ロックンガム派は政府の責任を厳しく追及した⁽⁵⁷⁾。それに対して政府は防戦一方であり、ロックンガム派としては、同じ野党の立場にあるチャタム派と共同戦線を張って、政府を徹底的に攻撃し、ジョージ3世やノースの頑迷な戦争政策を転換させ得る文字通りの好機到来であった。そこでロックンガムは、77年12月から翌年の1月にかけて、チャタムに共闘を呼びかける何通かの手紙を書いた⁽⁵⁸⁾。しかしそうした呼びかけに対してチャタムは冷淡で、結局のところ両派の足並は揃わなかった。というのも独立という一点において、両派の考えにはあまりにも大きな隔たりがあったからである⁽⁵⁹⁾。けだしロックンガム派は、帝国の結合の回復に期待をかけながらも、バークの「北アメリカのイギリス植民地人への訴え」や

『ブリストル執行官への手紙』からも窺えるように、植民地における軍事的抑圧と内戦の長期化が植民地人の自由を破壊するのみならず、同時に本国人のそれや道徳心をも破壊することを懸念して、次第に独立の承認に傾いていたが、サラトガ敗北のニュースが届いて以降、そうした傾向は一層鮮明となり、独立の承認はロックンガム派の確固たる方針となっていたのである。例えば同派のリーダーの1人であるリッチモンドは、独立の承認こそがあらゆる交渉の前提でなければならないと12月11日に上院で述べているし⁽⁶⁰⁾、サラトガの報に未だ接していなかったバークも、すでに12月2日の下院で次のように演説していたのである。

「アメリカ人が独立の主張を放棄しない限り、彼らと交渉すべきでないというのはあまりにも愚劣な考えである。彼らは事実上独立しているのではないか？彼らは今やアメリカの全地域を支配している。我々がアメリカで保有しているのは、すべて武力で獲得したものである。たとえ我々がアメリカに統治機関を持っていようと、それは征服によって設立されたものでしかないのだ⁽⁶¹⁾。」

こうしてロックンガム派は、アメリカが実質的に独立しているという立場をとり、それを承認すべきことをはっきりと主張した。しかしチャタム派は、独立の承認には断固反対であった⁽⁶²⁾。というのもアメリカはフランスの援助を求めて外交交渉を行っていたが⁽⁶³⁾、七年戦争で植民地帝国を自ら建設したという自負心を持つ領袖チャタムにとって、アメリカが宿敵フランスの支援を受けてイギリスから離反するということなど到底認められなかったからである⁽⁶⁴⁾。したがって、独立についての考え方の相違のゆえに、ロックンガム派とチャタム派の共闘は成立しなかった⁽⁶⁵⁾。しかしロックンガム派は、政府攻撃の手を緩めることなく、その後もノース内閣の戦争政策を激しく論難していったのであった。例えばリッチモンドとフォックスは、2月2日、アメリカに増援部隊を派遣すべきでないという動議を上院と下院にそれぞれ提出している⁽⁶⁶⁾。そして4日後の2月6日には、バークもインディアン傭兵の徴募に関する動議を提出して、3時間半にも及ぶ政府批判の大演説を行っているのである⁽⁶⁷⁾。

野党の分裂状態は、国王や政府にとっては好都合であった。しかしサラトガにおけるバーゴインの敗北は、ノースたちに大きな衝撃を与えた。これまで通りのやり方ではもはや事態を好転させることはできず、それゆえアメリカ政策を根本的に再検討しなければならないことが政府の要人たちにもはっきりと意識されるようになった。例えばノースは、サラトガ敗戦のニュースが届いた直後の77年12月4日、ジョージ3世に早くもこう述べていた。「この致命的な出来事のために、……私たちはこれまでの方式（system）をかなり変更しなければならないでしょう⁽⁶⁸⁾」と。

政府の政策変更は、78年2月17日のノースの和解提案に具体化された。すなわちノースは、課税権の植民地への譲渡、茶法を含む63年以降の抑圧的諸法の撤廃、和平使節団のアメリカ派遣等を提案したのである⁽⁶⁹⁾。それは独立以外はすべて認めるという、これまでの国王や政府の態度からはおよそ考えられぬいわば起死回生の一打であった。けれどもこの和解案は、

実は75年11月16日のバークの最後の和解提案とほとんど同じであり、それ自体何ら目新しいものではなかった。そのことは、フォックスによっても指摘されている通りであるが⁽⁷⁰⁾、いずれにせよこの提案は3月中旬までに議会を通過し、その結果、いわゆるカーライル使節団がアメリカに派遣されるということになったのであった⁽⁷¹⁾。

しかしノースのこの和解案は、あまりにも時機を失した遅きにすぎる提案であった。なぜならば、ノースがそれを下院に提出する11日前の2月6日に——それはバークがインディアン傭兵の徴募に関する提案を行った日でもあった——、すでにアメリカとフランスとの間で和親通商条約と同盟条約の2条約が調印されていたからである⁽⁷²⁾。米仏条約の締結は、かねてからバークたちの恐れていたところであった。というのもアメリカとフランスとの間で同盟関係が成立すれば、イギリスが宿敵フランスとの戦争に突入すること必至だからである。それゆえロックンガム派は、条約締結が議会で公式に確認されると⁽⁷³⁾、フランスとの戦争を回避するために、アメリカからの軍隊の撤収と独立の速やかな承認をこれまで以上に強く主張した⁽⁷⁴⁾。しかしそうしたロックンガム派の主張も結局のところ受け入れられず、条約締結から4カ月後の78年6月、ついにイギリスはフランスと交戦状態に入ったのであった。そしてさらに1年後の79年6月には、スペインもイギリスに宣戦布告し、翌80年には武装中立同盟が結成されて、戦争の国際化とイギリスの孤立化が決定的になったのである。そしてそうした状況の中で、イギリスは一進一退を繰り返しながら、独立戦争における事実上の最終戦である81年のヨークタウンの戦いとその敗北へと向かっていくことになるのである。我々は、その辺りの歴史過程を詳しく跡づける必要はないであろう。ここでは、バークたちの戦争回避の懸命な努力にも拘らず、イギリスは「戦争を伴った独立⁽⁷⁵⁾」という最悪のコースを辿っていったということを述べておくにとどめておきたい。

ところで、イギリス人を8年もの長きにわたる戦争へと追いやって、挙げ句の果てはアメリカのイギリス帝国からの離脱・独立を帰結せしめた最大の責は、言うまでもなくジョージ3世と彼の政府の強圧的で硬直化した植民地政策に帰せしめられるべきであろう。もし国王とノース内閣が、バークの宥和の精神に基づいた和解提案を受け入れていたとするならば、たとえ独立そのものは避け得ぬものであったとしても、少なくともそれに至る過程は違ったものになっていたかもしれないのである。そこで我々は、本稿を終えるに当たってバークのアメリカ論を要約し、その意義を検討しておこう。

すでに本稿第一節で見たように、バークは1765年に下院議員となったが、バークが政治家として最初に取り組んだのはアメリカ植民地問題であった。そしてそれ以降バークは、約20年間にわたってアメリカ擁護の論陣を張った。ところで、バークのアメリカ擁護の目的は、何よりもまずイギリス帝国の維持であった。その点で、帝国の維持という彼の政治目的は、ジョージ3世やグレンヴィルやノースのそれと何ら異なるものではなかった。異なるのは、主としてその目的達成のための方法であった。

バークによれば、帝国を維持する上に肝要なことは、アメリカの自然的・社会的・倫理的諸状況を熟知して、それらを尊重しながら思慮深い賢明な統治を行うことである。確かに、イギリス本国は帝国の首長国として課税権を含む至高の立法権を保持している。しかしその権利を行使するに当っては、アメリカの置かれている諸状況を無視して法的・制度的原則論を振り回すべきではない。別言すれば、本国は植民地に対して優越的権力を持ってはいるが、それをいついかなる場合でも厳格に運用しなければならないというわけではなく、むしろ権力それ自体は常に自己を規制し、時にはその行使を全面的に控えなければならないのである。バークは、統治者が抽象的原則論に固執して、それを大上段に振りかざすのを何よりも恐れた。というのも原則そのものは大切であるが、それを絶対視して、実際の政治の場にドグマティックに押しつけるならば、そこから奴隸的屈服か徹底した反抗のいずれかが必ずや引き起こされるに違いないからである。したがって統治者は、原則論に凝り固まって民衆を不幸に追いやるという愚を犯してはならない。しかるにジョージ3世と彼の政府は、その愚を犯してしまった。そしてその結果、イギリスは帝国の解体という危機的状況に陥ってしまったのである。

バークは帝国の分裂を回避するために、主権をめぐる抽象論を持ち出すことなく、現実の個別問題に対する具体的な応答という、まさに政策の次元に論点を据えながらひたすら本国側の譲歩と妥協を訴えた。そしてその訴えは、74年4月、75年3月および同年11月の和解提案に具体化された。すなわちバークは、迫りつつある危機を察知して、不和の原因を取り除くためにまず茶税の撤回案を提示し、次いで悪化する状況に対応して、課税に関するアメリカ植民地の承認と抑圧的諸法の完全撤廃案を示した。そして最後に戦争の勃発という最悪の事態を受けて、課税権の譲渡(宣言法の放棄)、大陸会議の承認、一連の抑圧的諸法と歳入法の全廃といった、独立以外は認めるという、当時としては最も進歩的で最も包括的な和解案を提示したのであった。もっともすでに我々が見てきたように、バークの提案は議会でことごとく否決された。しかしそれらは、状況の推移を見据えながら、その変化に柔軟に対応した現実的で具体的な和解案であった。なるほど、それらは状況の先取りというよりむしろ後追いの感があり、したがって彼の和解案がいささか便宜主義的色彩を帯びていることは否定できない。しかし帝国の崩壊を食い止めるために、その都度ギリギリの線まで引き下った彼の譲歩案は、もし議会を通過していたならば、イギリスとアメリカの双方がそれなりに歩み寄ることができ、かくして真の問題解決にむけての第一歩となり得る当時においては最も現実味のある提案であった。

「バークのアメリカ演説は、植民地行政の真の教科書である⁽⁷⁶⁾」とH・J・ラスキは述べたことがある。バークはアメリカ擁護の長い闘争の中で、理論偏重のドグマティズムに陥ることなく、さりとて原理原則なき技術主義に陥ることもなく、まさに「現実と思索との中間領域⁽⁷⁷⁾」で、「行動の場の哲学者」としての実践的叡知を鮮やかに示した。我々は、そこに人

問性に対する彼の鋭い洞察、複雑で多様な状況の的確な把握、状況の変化に対応する柔軟性、歴史と経験に対する強い信頼、弱者に対する深い同情、正義を求める道徳的高潔さ等々を見出すことができよう。そしてそれこそ「思慮の政治」と呼ばれるにふさわしい。バークは政治的・倫理的叡知としての「思慮」を媒介としつつ、それに基づいた賢明で人道的な政治を行おうとしたのであり、しかもそこにこそ彼のアメリカ論の第1の意義があったのである。

ところで、バークのアメリカ擁護の目的は、先述したようにまずもってイギリス帝国の維持であった。しかし独立宣言が発せられ、戦争が泥沼状態に入ってもはや帝国の結合の回復もほとんど不可能となった77年以降、バークはアメリカのイギリス帝国への復帰というかすかな望みを抱きながらも、次第に独立の承認に傾き、やがてそれを明確に主張するようになった。そしてそれは、アメリカの自由のためであるとともにイギリス憲法のためでもあった。というのはもしアメリカが敗北すれば、アメリカ人の自由が完全に抑圧されるばかりか、国王の影響増大を狙う宮廷派、つまりはトーリー主義の勝利となって、イギリスにおける自由も危うくなると思われたからである。そこでバークは、アメリカの自由のみならず、イギリスにおける自由とそれを保障するイギリス憲法を守るためにもアメリカの独立を望むようになった。それゆえにバークのアメリカ擁護論は、彼の憲法擁護論とも密接に関わっている。そしてその点で、それは『現在の不満』の思想とも強い関係を有し、実は底流では相互に重なり合っているのである⁽⁷⁸⁾。そしてさらに言うならば、バークの次なるテーマであるブリュッセル選挙区問題や経済改革問題とも大いに関わっているのである。しかしそれらについての考察は、もはや別稿に譲られなければならない。

注

- (1) Burke to Charles O'Hara (7 January 1766), *Correspondence*, vol. III, p. 245
- (2) このニュースは、5月2日にイギリス政府に届いた。(George Germain to the King [2 May 1776], *Correspondence of George III*, vol. III, pp. 355-56.) それは直ちにバークの耳にも入り、翌3日、彼は次の3通の手紙でボストン撤退について述べている。Burke to the Marquis of Rockingham (3 May 1776), *Correspondence*, vol. III, pp. 262-64, ; Burke to the Marquis of Rockingham (3 May 1776), *ibid.*, pp. 264-65 ; Burke to Mrs. Montagu (3 May 1776), *ibid.*, pp. 265-66.
- (3) Burke to Richard Champion (30 May 1776), *ibid.*, p. 269.
- (4) Burke to Richard Shackleton (11 August 1776), *ibid.*, pp. 286-87.
- (5) なお、フォックスの伝記については、差し当たり次のものを参照されたい。George O. Trevelyan, *The Early History of Charles James Fox* (London: Longmans, Green & Co., 1881) ; Henry O. Wakeman, *Life of Charles James Fox* (London: W. H. Allen & Co., 1890) ; John Drinkwater, *Charles James Fox* (London: Ernest Benn Ltd., 1928) ; David Powell, *Charles James Fox: Man of the People* (London: Hutchinson, 1989) ; Stanley Ayling, *Fox: The Life of Charles James Fox* (London: John Murray, 1991) ; D. T. Johnson, "Charles James Fox: From Government to Opposition, 1771-1774," *English Historical Review*, vol. LXXXIX (October 1974), pp. 750-84.

- (6) C. J. Fox to Burke (17 August 1776), *Correspondence*, vol.III, pp. 290-91.
- (7) 集まったのは、ロッキンガム、バーク、フォックス、J・カヴェンディッシュ、G・サヴィル、F・モンタギュー、G・ジョンストンの7名であった。*Ibid.*, p. 291.
- (8) Cf. Cone, *Burke and the Nature of Politics : The Age of the American Revolution*, p. 290 ; O'Gorman, *The Rise of Party in England*, p. 349.
- (9) The Marquis of Rockingham to Burke (22 October 1776), *Correspondence*, vol. III, p. 297.
- (10) Burke to Richard Champion (10 October 1776), *ibid.*, p. 293.
- (11) C. J. Fox to the Marquis of Rockingham (13 October 1776), *Memorials and Correspondence of Charles James Fox*, ed. by Lord John Russell (London : Richard Bentley, 1853-57), vol. I , pp. 145-47 ; C. J. Fox to Burke (13 October 1776), *Correspondence*, vol. III. p. 294.
- (12) The Marquis of Rockingham to Burke (13 October 1776), *ibid.*, pp. 295-97..
- (13) *Parliamentary History*, vol.XVIII, pp. 1433-34.
- (14) *Ibid.*, p. 1434.
- (15) *Ibid.*, pp. 1436-41.
- (16) *Ibid.*, p. 1442.
- (17) Cf. *Correspondence*, vol.III, p. 302.
- (18) *Parliamentary History*, vol.XVIII, p. 1444.
- (19) もちろん、76年12月26日に、ワシントン軍がデラウェア川を渡ってトレントのドイツ人傭兵に奇襲をかけ、翌年1月3日にも、プリンストンの戦いで勝利を収めていた。しかし、ロッキンガム派のリーダーたちが会合を開いて活動方針を検討していた時、それらの情報は当然まだ届いていなかった。
- (20) Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, in *Works*, vol.II, p. 200. 邦訳 <『著作集』(2)>, 184—85頁。
- (21) Burke to the Marquis of Rockingham (6 January 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 311-12.なおこの同じ書簡で、フランクリンがフランスの援助を求めてパリに到着したことが述べられている。*Ibid.*, p. 310.
- (22) Burke, “Address to the King,” in *Works*, vol.VI, pp. 161-82.
- (23) Burke, “Address to the British Colonists in North America,” in *ibid.*, pp. 183-96.
- (24) *Ibid.*, p. 186.
- (25) The King to Lord North (15 November 1776), *Correspondence of George III*, vol. III, p. 402.
- (26) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 3-51.
- (27) Cf. O'Gorman, *op. cit.*, p. 353.
- (28) Cf. Guttridge, *English Whiggism and the American Revolution*, p. 93.
- (29) Richard Burke, Sr. to Richard Champion (2 April 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 332-33.
- (30) Burke to Richard Champion (3 April 1777), *ibid.*, pp. 333-34.
- (31) Todd, *A Bibliography of Edmund Burke*, pp. 89-90.
- (32) Burke to Richard Champion (3 April 1777), *Correspondence*, vol. III, p. 334.
- (33) Burke to the Earl of Abingdon (26 August 1777), *ibid.*, p. 369.
- (34) Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, in *Works*, vol.II, p. 193. 邦訳 <『著作集』(2)>, 178頁。
- (35) *Ibid.*, p. 197. 邦訳, 181頁。
- (36) *Ibid.*, p. 199. 邦訳, 184頁。
- (37) *Ibid.*, p. 190. 邦訳, 175頁。
- (38) *Ibid.*, pp. 200-201. 邦訳, 184-85頁。

- (39) *Ibid.*, p. 202. 邦訳, 186頁。
- (40) *Ibid.*, pp. 202-203. 邦訳, 186-87頁。
- (41) *Ibid.*, p. 208. 邦訳, 190頁。
- (42) *Ibid.*, p. 210. 邦訳, 193頁。
- (43) 「我々の中の一切の交流はすでに断絶している。しかし我々としては、彼らを矯正し得なくとも、我々自身の側で改心できることを確実に知っている。もしも平和的な措置が必要ならば、それは必ずどこかで始まらねばならず、そして何らかの和解の計画には必ず宥和の気分が先行し、その気運を醸成しなければならない。私は、我々が自分たちの心をこのような方針に沿って固めても、何一つ失うものはないと確信する。我々が自分たちの激情を除去することは、決して自らを武装解除することを意味しない。相手への反乱呼ばわりは、諸君の軍勢に鉄砲1挺、火薬1袋分すら付け加えるものではない。むしろ逆に、それは諸君に一層多くの小銃を向けさせる機縁になったのではないかと思われるのである。」(*Ibid.*, pp. 210-11.邦訳, 194頁。)
- (44) *Ibid.*, pp. 224-25. 邦訳, 207-208頁。
- (45) *Ibid.*, p. 226. 邦訳, 208頁。
- (46) *Ibid.*, pp. 226-30.邦訳, 209-212頁。
- (47) *Ibid.*, p. 235. 邦訳, 216頁。
- (48) *Ibid.*, p. 226. 邦訳, 209頁。
- (49) *Ibid.*, pp. 236-37. 邦訳, 217-18頁。
- (50) *Ibid.*, p. 236. 邦訳, 217-18頁。
- (51) James Oglethorpe to Burke (30 May 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 343-44.
- (52) Burke to the Earl of Abingdon (26 August 1777), *ibid.*, pp. 368-70 ; The Earl of Abingdon to Burke (28 August 1777), *Correspondence of the Right Honourable Edmund Burke : Between the Year 1744, and the Period of his Decease, in 1797*, ed. by Earl Fitzwilliam and Richard Bourke (London : Francis & John Rivington, 1844), vol. II, pp. 177-78 ; Burke to the Marquis of Rockingham (September 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 378-79. Cf. Guttridge, *op. cit.*, pp. 94-95.
- (53) Burke to Richard Champion (26 June 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 356-57.
- (54) ちなみにJ・モーリは、『プリストル執行官への手紙』を含めたアメリカ3部作を次のように評している。「あらゆるパークの著作の中でも、この重大な抗争を論じた3つの作品、すなわち、『アメリカ課税』(1774年4月19日)と『アメリカ和解演説』(1775年3月22日)および『プリストル執行官への手紙』(1774年)ほど、絶対的かつ普遍的な称賛を得るにふさわしいものはない。それらは、読者の手元にある小さな書物を量的にはほとんど超え出るものではない。しかしそれらは、知識のためであろうと実践のためであろうと、公的問題の研究に取りかかろうとする者にとって、我が国の著作物の中でも、否、あらゆる国の著作物の中でも最も完全な手引きを構成すると言っても過言ではない。それらは、理論家であれ実践家であれ、重大な政局を批評する者が、日夜懸命に努力して身につけようとするあらゆる資質の模範である。……これら3つの作品は、今なお比類なき政治的方法の教訓で満ちている。……我々は、著者の問題の取り扱い方からあらゆる事柄を学び取ることができる。すなわち、無数の小さな問題を把握する力、経験の偉大な原理に基づいて問題を明らかにする能力、正義と自由という2つの偉大な目的に対する強靱で雄々しい感情、便宜についての寛大な解釈、そして道徳性、洞察力、高潔な気質等々をである。」(John Morley, *Burke, English Men of Letters* [London : Macmillan, 1879], pp. 80-81)
- (55) Morgan, *The Birth of the Republic*, p. 82
- (56) バーゴイン苦戦の情報は、前日の12月1日に国王にも伝えられていた。 George Germain to the King

- (1 December 1777), *Correspondence of George III*, vol.III, pp. 500-501.
- (57) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 532-42 ; The Earl of Shelburne to the Earl of Chatham (4 December 1774), *Correspondence of Chatham*, vol. IV, pp. 465-69 ; *Memorials and Correspondence of Fox*, vol. I, p. 163. なお、この日バークも演説したが、その演説内容と議場でのやや無礼な彼の態度が法務次官ウェダバーンの怒りを招き、あわや決闘というところまでいった。その点の詳細については、Mr. Crawford to Lord Ossory (4 December 1777), *ibid.*, vol. I, pp. 161-62 を見られたい。また、バークとウェダバーンの次の往復書簡も参照されたい。Burke to Alexander Wedderburn (3 December 1777), *Correspondence*, vol.III, pp. 406-407 ; Alexander Wedderburn to Burke (3 December 1777), *ibid.*, p. 407 ; Burke to Alexander Wedderburn (4 December 1777), *ibid.*, p. 408.
- (58) The Marquis of Rockingham to the Earl of Chatham (4 December 1777), *Correspondence of Chatham*, vol IV, pp. 470-71 ; (9 December 1777), *ibid.*, pp. 472-79 ; (21 January 1778), *ibid.*, pp. 487-88 ; (26 January 1778), *ibid.*, pp. 489-91.
- (59) The Earl of Chatham to the Marquis of Rockingham (27 January 1778), *ibid.*, p. 492.
- (60) *Parliamentary History*, vol. XIX, p. 608.
- (61) *Ibid.*, p. 516.
- (62) The Earl of Shelburne to the Earl of Chatham (23 December 1777), *Correspondence of Chatham*, vol. IV, pp. 480-84.
- (63) 詳しくは、差し当り Jonathan R. Dull, *A Diplomatic History of the American Revolution* (New Haven : Yale University Press, 1985), pp. 75-88 を参照されたい。
- (64) Cf. Owen A. Sherrard, *Lord Chatham and America* (London : The Bodley Head, 1958), pp. 373-74.
- (65) ロッキンガム派は、78年4月にもチャタム派に共闘を呼びかけている。しかしこの時も成功しなかった。The Duke of Richmond to the Earl of Chatham (5 April 1778), *Correspondence of Chatam*, vol.IV, pp. 516-18 ; The Earl of Chatham to the Duke of Richmond (6 April 1778), *ibid.*, p. 518.
- (66) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 650-84 ; *Memorials and Correspondence of Fox*, vol. I, p. 165.
- (67) *Ibid.*, pp. 694-708. ; *Annual Register*, 1778, Part I, pp. 110-16 ; Walpole, *The Last Journals*, vol.II, pp. 104-105. なお、リッチモンドの動議は94対31で、フォックスのそれは259対165で、バークの動議は223対137でことごとく退けられた。
- (68) Lord North to the King (4 December 1777), *Correspondence of George III*, vol.III, p. 504.
- (69) *Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 762-67 ; The King to Lord North (17 February 1778), *Correspondence of George III*, vol. IV, p.38 ; *Memorials and Correspondence of Fox*, vol. I, p. 172.
- (70) *Parliamentary History*, vol. XIX, p. 768.
- (71) Cf. Charles R. Ritcheson, *British Politics and the American Revolution* (Norman : University of Oklahoma Press, 1954), pp. 264 ff.
- (72) Cf. Dull, *op. cit.*, pp. 89-96.
- (73) 条約締結のうわさは早くから飛びかっていた。(Cf. *Correspondence*, vol.III, p. 419 ; O'Gorman, *op. cit.*, p. 615, note 42.) しかし、それがジョージ3世によって公式に確認されたのは3月17日であった。(*Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 912-14.)
- (74) 例えば3月23日には、リッチモンドがアメリカからの軍隊引き揚げに関する動議を上院に提出している。(*Parliamentary History*, vol. XIX, pp. 959-69.) また4月7日にも、同じくリッチモンドが国王への建白に関する動議を提出して、アメリカを降伏させることの不可能性、イギリス憲法を守るための独立の承認、

軍隊の引き揚げ等を内容とする動議の趣旨説明を行っている。(Ibid., pp. 1012-21.) なお、この日はチャタムも登院していた。彼は病気を押して、「この古い荘厳な君主国の解体に反対する」有名な演説を行った。(Ibid., pp. 1022-24, 1029-30.) すでに本文でも述べたように、チャタムはアメリカの独立をロッキンガム派のように認めることなど決してできなかったのである。しかし彼は、演説の最中に卒中の発作で倒れ (Ibid., pp. 1023-26, 1030-31, note ; Burke to Richard Champion [11 April 1778], *Correspondence*, vol. III, p. 427 ; Viscount Weymouth to the King [c. 7 April 1778], *Correspondence of George III*, vol. IV, pp. 100-101), およそ1カ月後の1月11日に死亡した。

(75) Burke, *Letter to the Sheriffs of Bristol*, in *Works*, vol. II, p. 236. 邦訳, 217頁。

(76) Harold J. Laski, *Political Thought in England : From Locke to Bentham* (New York : Henry Holt & Co., 1920), p. 176. 堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想 (II) —ロックからベンサムまで—』(岩波書店, 1958年), 131頁。

(77) *Ibid.*, p. 174. 邦訳, 129頁。

(78) 『現在の不満』については、拙稿「ウィルクス事件とバークの『現在の不満』(上)(下)」(『聖徳学園岐阜教育大学紀要』第25・26集, 1993年)を参照されたい。